

従業員の卒煙を・・・ 鳥取県が応援します！

たばこは、がんや虚血性心疾患、
脳卒中など様々な病気の原因と
なります。

受動喫煙により、乳幼児の喘息や
呼吸器感染症、乳幼児突然死症候群
(sids)等がもたらされます。

たばこを吸う人も吸わない人も、互い
を尊重し、気持ちよく過ごすことがで

対象	受動喫煙防止対策及び従業員の健康増進のために 率先して卒煙に取り組む県内企業・団体
補助金額	1事業所あたり上限10万円
補助率	2/3
補助内容	禁煙治療費・禁煙補助薬購入費の会社負担分を補助します。 卒煙イベントや講演会の開催経費を補助します。

詳しくは
こちらをご覧ください



※申請先・連絡先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220

鳥取県福祉保健部健康医療局

健康政策課がん・生活習慣病対策室

電話:0857-26-7194 ファクシミリ:0857-26-8726

鳥取県知事 様

住所
申請者
氏名

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度鳥取県卒煙支援推進事業補助金交付申請書

鳥取県卒煙支援推進事業補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	鳥取県卒煙支援推進事業補助金
算定基準額(見込み)	
交付申請額	
添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書(に準ずる書類) 3 その他

(注) 算定基準額が確定している場合は「算定基準額」欄の「(見込み)」を削除すること。

※申請先・連絡先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220
鳥取県福祉保健部健康医療局
健康政策課がん・生活習慣病対策室
電話:0857-26-7194 ファクシミリ:0857-26-8726